

○大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

平成十八年三月三十一日

大分県規則第十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）の規定に基づき、大分県が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第一条の二 法第十三条第四項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下この条において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

(平三〇規則五一・追加)

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第十三条の規定により、法人が知事に提出する申請書及びその添付書類
- 二 第十四条の規定により、法人が知事に提出する計算書及びその添付書類

(平三〇規則五一・追加)

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 業務委託の基準
- 二 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 三 その他法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第三条 法人は、法第二十六條第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人の成立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第四条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画
- 四 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第五条 法第二十七條第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年

度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

#### 第六条 削除

(平三〇規則五一)

(業務実績等報告書)

第七条 法第二十八条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	<p>一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期計画及び年度計画の実施状況</p> <p>ロ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了</p>
---	---------------------	--

		した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	中期計画に定めた項目	<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らか	中期計画に定めた項目	<p>一 中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第二十五条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>ロ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期</p>

にする報告書		<p>間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>ニ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>二 当該項目が法第二十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について法人が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
--------	--	--

(平三〇規則五一・全改)

(特定の償却資産の指定等)

第八条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(平三〇規則五一・旧第九条繰上)

(財務諸表)

第九条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。ただし、法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）にあつては、行政コスト計算書の作成を要しない。

(平三〇規則五一・旧第十条繰上、令五規則七・一部改正)

(事業報告書の作成)

第十条 法第三十四条第二項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法人に関する基礎的な情報

- イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要
- ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
- ニ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
- ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
- ヘ 内部統制の運用に関する情報

二 財務諸表の要約

三 財務情報

- イ 財務諸表に記載された事項の概要
- ロ 重要な施設等の整備等の状況
- ハ 予算及び決算の概要
- ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

- イ 中期目標、中期計画及び年度計画（公立大学法人にあっては、中期目標及び中期計画）
- ロ 業務運営上の課題及びリスク並びにその対応策
- ハ 財源の内訳
- ニ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 前項の事業報告書には、予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（平三〇規則五一・追加、令五規則七・令五規則四九・一部改正）

（財務諸表等の閲覧期間）

第十一条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 五年
- 二 公立大学法人 六年

（平二九規則一五・平三〇規則五一・令五規則七・一部改正）

(会計監査報告の作成)

第十一条の二 法第三十五条第一項の規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 法人の役員（監事を除く。）及び職員

二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

4 前項第四号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

(平三〇規則五一・追加)

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第十二条 法人は、法第四十条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十三条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第五項の残余があるときは、同項の規定により納付する残

余の額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（平三〇規則五一・一部改正）

（納付金の納付期限）

第十五条 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第十六条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

（内部組織等）

第十六条の二 法第五十六条の二第一号の法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する法人の長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた法人の長の直近下位の内部組織（平成三十年四月一日以後のものに限る。）として知事が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用について

は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

- 3 法第五十六条の二第二号の管理又は監督の地位として規則で定めるものは、職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）第二十四条第一項各号に掲げるものに相当するものとして知事が定めるものとする。

（平三〇規則五一・追加）

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定により大分県地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成十八年大分県条例第六号）に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額）

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

（出資の認可の申請）

第十八条 公立大学法人は、法第七十七条の三の規定により出資の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 出資先の名称、住所又は居所及び代表者名（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに無限責任組合員の氏名又は名称及び住所）

二 出資に係る財産の内容及び評価額

三 出資を行う時期

四 出資を必要とする理由

五 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 出資先の定款その他の基本約款（出資先が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書）又はこれに準ずるもの

二 出資先の貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

（平二九規則一五・追加）

(業務実績等報告書)

第十八条の二 公立大学法人は、法第七十八条の二第二項に規定する報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

(平三〇規則五一・追加、令五規則四九・一部改正)

(長期借入金の認可の申請)

第十九条 公立大学法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 長期借入金の額
- 三 借入先
- 四 長期借入金の利率
- 五 長期借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 前項の申請書には、長期借入金の借入れにより調達する資金の用途を記載した書面を添付しなければならない。

(平二九規則一五・追加)

(公立大学法人債券の発行の認可の申請)

第二十条 公立大学法人は、法第七十九条の三第一項又は第二項の規定により公立大学法人債券（地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号。以下「令」という。）第二十六条の公立大学法人債券をいう。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、公立大学法人債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 発行を必要とする理由
- 二 令第二十八条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
- 三 公立大学法人債券の募集の方法
- 四 発行に要する費用の概算額
- 五 第二号に掲げるもののほか、公立大学法人債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 作成しようとする公立大学法人債券の申込証

二 公立大学法人債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 公立大学法人債券の引受けの見込みを記載した書面

(平二九規則一五・追加、平三〇規則五一・一部改正)

(償還計画の認可の申請)

第二十一条 公立大学法人は、法第七十九条の四の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 債券の総額及び当該事業年度における発行見込額並びに発行の方法

三 長期借入金及び債券の償還の方法及び期限

四 その他知事が必要と認める事項

(平二九規則一五・追加、令五規則四九・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(成立の際の特定の償却資産の指定の特例)

2 法人の成立の際法第六条第三項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第八条第一項の規定による指定があったものとみなす。

(令五規則七・一部改正)

附 則 (平成二九年規則第一五号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年規則第五一号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年規則第七号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年規則第四九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十条の規定は、令和六年四月一日以後に開始する地方独立行政法人法 (平

成十五年法律第百十八号) 第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の事業年度の事業報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の事業報告書については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第十八条の二の規定は、令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間の事業年度の報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の期間の事業年度の報告書については、なお従前の例による。